

欧洲サステナビリティ報告基準 (ESRS)の概要

意見募集のためのEFRAGの公開草案(ED)

要点

1. EU の企業サステナビリティ報告指令(以下、CSRD)提案の規定において、欧洲サステナビリティ報告基準(以下、ESRS)のレポートィング・フレームワークに基づきサステナビリティ情報を報告することが義務化される。
2. 影響を受ける企業は、大企業と上場企業(上場零細企業を除く)の両方を合わせて 49,000 社と推計される。
3. 欧州委員会(以下、EC)の CSRD 提案に基づき、本規定は 2023 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度から適用される。しかし、現在行われている EC、欧州議会及び欧州連合理事会における協議において、延期が検討されている。(注)
4. 報告されるサステナビリティ情報に対して、第三者による限定的保証が必要となる。
5. CSRD 及び ESRS の主要な要素として、ダブル・マテリアリティ、将来予測情報が含まれること、上流・下流のバリューチェーン情報及びサステナビリティ・デューデリジェンスの概念があげられる。サステナビリティ・デューデリジェンスは、グーバル・バリューチェーン全体にわたって持続可能で責任ある企業行動を促進することを目的とした、EU で今後適用予定のコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令案(CS3D)と密接に関連している。
6. サステナビリティ情報は利害関係者の意思決定に影響を与える。ESRS では、二つの主要な利害関係者のグループが想定されている。一つは影響を受ける利害関係者であり、もう一つはサステナビリティ報告の利用者である。
7. ESRS の公開草案(以下、ED)は 2022 年 4 月 29 日に公表され、意見募集は 2022 年 8 月 8 日までとなっている。
8. ED では、温室効果ガス(GHG)排出のさまざまなスコープ(スコープ 1、2、及び 3)が考慮されている。
9. ED は、欧州および国際的なサステナビリティ報告のイニシアティブだけでなく、既存の欧州の法律とイニシアティブも考慮されている。
10. EC、欧州議会、欧州連合理事会の協議は現在行われており、提案が変更される可能性がある。(注)

(注)欧州議会と欧州連合理事会は 2022 年 6 月 21 日に暫定合意に達し、CSRD の適用日が 1 年延長され、本規定は 2024 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度から適用される見込みである

背景

2021年4月21日、ECはCSRDに関する立法提案を出した。この提案は、適用対象となる企業に対して、ECが委任法令として採択したESRSに従い報告することを義務付けている。欧州財務報告諮問グループ(以下、EFRAG)はECの技術アドバイザーに任命され、ESRSを提供する責任を有している。2022年1月から3月にかけてEFRAGはESRSに関する様々な作業文書を公表したが、これらに取って代ってESRSのEDが最近公表された。ECによる元々のCSRD提案では2023年1月1日以降に始まる会計年度から適用されるものとされているが、EC、欧州議会及び欧州連合理事会の間で進行中の協議において延期が議論されている。(注)
(注)欧州議会と欧州連合理事会は2022年6月21日に暫定合意に達し、CSRDの適用日が1年延長され、本規定は2024年1月1日以降に始まる会計年度から適用される見込みである。

公開草案の公表

2022年4月29日、EFRAGのサステナビリティ・レポーティング・ボード(SRB)は、ESRSのEDに関する意見募集を開始した。募集期限は2022年8月8日までとされている。

これらEDは、CSRD提案に従った最初の基準一式であり、環境、社会及びガバナンスの課題について扱っている。13の基準には、横断的な基準とトピック別基準の両方が含まれる。なお、基準体系にある通り、今回の意見募集対象には含まれていないセクター別基準及び中小企業(SMEs)対応基準の公表が、今後予定されている。



公開草案の概要

ED の全体的な構造は、サステナビリティ情報が以下の 3x3 の構造に基づき、明確化された方法で報告されるよう設計されている。

3 つのレポート領域

1. 次の事項を含む戦略
 - a. サステナビリティに関する戦略とビジネスモデル
 - b. サステナビリティに関するガバナンスと組織
 - c. サステナビリティに関する影響、リスク及び機会のマテリアリティ評価
2. 実施施策、全般ポリシー、目標、行動及び行動計画、資源配分
3. パフォーマンス指標

戦略とビジネスモデル、ガバナンスと組織、マテリアリティ評価に関するレポート領域は、いくつかのまたはすべてのトピックに対応するため、全般的な基準によってカバーされている。

3 つのトピック

1. 環境
2. 社会
3. ガバナンス

3 つの開示レイヤー

1. セクター横断
2. セクター別
3. 企業固有

現在の ED は、セクター横断的な基準のみを考慮している。

セクター別および中小企業向け基準は現在も開発中であり、できるだけ早く別の意見募集に提出される予定である。

企業は、ESRS の下で要求されるサステナビリティ情報をマネジメントレポートで提示しなければならない。

全般的な基準

ESRS1 と ESRS2 は全般的な基準である。

ESRS1 は、CSRD の下でサステナビリティステートメントを作成する際に適用される必須の概念と原則を規定している。

企業は、適用される ESRS に従って、サステナビリティに関する影響、リスク及び機会に関するすべての重要な情報を開示すべきである。

ESRS の下では、すべての企業に適用される標準化された開示(セクター横断的な基準)と、1つまたは複数の特定のセクターで事業を行っている企業に適用される開示(セクター別の基準)の要求がある。

サステナビリティ情報は、もしそれが予測価値、確認価値、またはその両方を有する場合、利害関係者の意思決定に影響を与える可能性がある。利害関係者とは、企業の決定や行動に影響を与えたり、影響を受けたりする可能性のある者のことである。企業は、2つの主要な利害関係者グループを特定する必要がある。

- ▶ **影響を受ける利害関係者:**企業の活動およびバリューチェーンを通じて、ポジティブあるいはネガティブな影響を受ける、または影響を受ける可能性のある利害関係を持つ個人またはグループ

サステナビリティ報告の利用者:以下を含む企業に関心を有する利害関係者:

- (i) 現在の及び将来の投資者、融資者及びその他の債権者(資産運用会社、信用機関及び保険会社を含む)
- (ii) 会社のビジネス・パートナー、労働組合及び社会的パートナー、市民社会団体並びに非政府団体

すべてではないが一部の利害関係者は、両方のグループに属する場合がある。

ESRS2 は、全般的なサステナビリティ報告の開示要件を定めている。これには、企業の一般的な特徴および企業の事業の概要だけでなく、例えばバリューチェーンとその範囲に関する使用された概算額、見積りの不確実性、作成・表示方法の変更、過年度の誤謬等など、コンプライアンスに関する特定の開示も含まれる。さらに、戦略、ガバナンス、ならびにサステナビリティに関する影響、リスク及び機会のマテリアリティ評価に関する情報開示は、**ESRS2** でカバーされている。

トピック別基準

トピック別基準には、環境、社会およびガバナンスに関する事項をカバーする開示規定が含まれる。これらの規定はセクター横断的なものである。これらの規定は企業のサステナビリティステートメントの利用者が、企業がこれらの側面に与える影響、これらの分野に関連する企業の重大なリスクと機会、そして最終的に企業価値を創出する企業の能力に与える影響を理解できるようにすることを目的としている。

トピック別基準は、(i)政策、目標、行動計画及び資源、並びに(ii)特定の主題に関するパフォーマンス測定を対象とする開示規定を定める。これらの規定は、全般的な基準に加えて適用されるべきである。

- ▶ 環境基準草案(ESRS E1-E5)は、企業が気候変動、汚染、水・海洋資源、生物多様性と生態系、資源利用と循環経済に関連する事項について報告するための開示規定を定めている。これらの一般的な目的に加えて、環境基準草案は、サステナビリティステートメントの利用者が、企業が持続可能な経済への移行に合わせてビジネスモデルと事業を適応させるための計画と能力、そしてそれが欧州グリーン・ディールの様々な環境目的や、この文脈における他の EU の戦略的・規制的枠組みにどのように貢献するかを理解できるようにすることを目的としている。
- ▶ 社会基準草案 (ESRS S1-S4)は、事業活動、製品やサービスの消費者とエンドユーザーによって影響を受ける自社の労働力、バリューチェーン内の労働者、コミュニティに関連する話題について、企業が報告するための枠組みを提供する。
- ▶ ガバナンス基準草案 (ESRS G1-G2)では、企業のガバナンス構造、内部統制およびリスク管理システム、企業の戦略とアプローチ、ビジネス活動に関連するプロセス、手続およびパフォーマンスについてユーザーの理解を深めるための開示規定が定められている。

影響を受ける企業、スケジュール、保証および報告期間

- ▶ 影響を受ける企業はどこか?: CSRD の規定は、以下の 3 つの基準のうち少なくとも 2 つを満たす、すべての大企業および上場企業(上場零細企業を除く)に適用される(*1)
 - a. 貸借対照表合計 20 百万ユーロ超
 - b. 純売上高 40 百万ユーロ超
 - c. 事業年度における平均従業員数 250 人超

中小企業は CSRD の準拠にあたって、さらに 3 年間の猶予期間が与えられる見込みである。EU 域内のおよそ 49,000 社が ESRS 下でサステナビリティ情報を公表することが求められることになる。

- ▶ 企業が ESRS に従ってサステナビリティ情報を報告する義務があるのはいつか?: 提案された CSRD では、2023 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度に適用されるものとされているが、欧洲連合理事会の最新の情報では、企業による適用時期を以下のように変更することが提案されている。(注)
(注)欧洲議会と欧洲連合理事会は 2022 年 6 月 21 日に暫定合意に達し、CSRD の適用日が 1 年延長され、以下のスケジュールで適用される見込みである。
 - ✧ 2024 年 1 月 1 日: 非財務情報開示指令(NFRD: Non-Financial Reporting Directive)の対象となっている企業(2024 年のデータを 2025 年に報告)
 - ✧ 2025 年 1 月 1 日: 非財務情報開示指令の対象となっていない大規模企業(2025 年のデータを 2026 年に報告)
 - ✧ 2026 年 1 月 1 日: 中小上場企業、小規模・非複雑金融機関、およびキャプティブ保険会社(2026 年のデータを 2027 年に報告)
- ▶ 保証は必須か?: サステナビリティ報告に対して限定的保証を要求することが提案されており、今後数年間で合理的保証への移行が計画されている。
- ▶ サステナビリティ報告書の対象期間は?: サステナビリティ報告書の対象期間は、財務諸表の対象期間と一致させることが要求されている。

意見募集プロセス

意見募集は EU によって実施されており、ED の 3 つの主要な側面について関係者からのフィードバックを受付けている。

1. 以下の目的適合性:(i) 提案された構造、(ii) CSRD 原則の適用、(iii) 各 ED の全体的な内容
2. ESRS の適用における優先順位付け及び段階的導入に関する考えられる選択肢
3. 各 ED 基準によって要求される各開示規定の妥当性

意見募集は、個別にアクセスし回答することができる上記の 3 つに対応するセクションで構成されている:

- ▶ ED の全般的な内容
- ▶ ESRS の適用における優先順位付けと段階的な導入
- ▶ 開示規定の妥当性

意見募集期限は 2022 年 8 月 8 日までである。

(*1)法的形態にかかわらず、以下の会社を含む:(a) Council Directive 91/674/EEC の第 2 条(1)に含まれる保険会社
(b) Regulation (EU) No 575/2013 of the European Parliament and of the Council の第 4 条(1)、第 1 項に定義された金融機関

サステナビリティ報告書に関するその他の取り組み

EUにおけるサステナビリティ開示は、最終的な CSRD および ESRS によって決定されるだけでなく、EU タクソノミー規則(EU Taxonomy Regulation)および今後適用される予定のコーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令(CS3D)によっても決定される。さらに、国際的に発展している他の関連するサステナビリティ報告イニシアチブがある。

1. IFRS-ISSB:国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、「[サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項](#)」(general sustainability-related disclosure requirements)及び「[気候関連開示の要求事項](#)」(climate-related disclosure requirements)に関する IFRS サステナビリティ開示基準の 2 つの公開草案を公表した。これら 2 つの公開草案の意見募集期限は 2022 年 7 月 29 日である。欧洲財務報告諮問グループ(EFRAG)は、IFRS サステナビリティ開示基準と ESRS 情報規定との間の[調整表\(reconciliation table\)](#)の草案を公表した。詳細については、EY の刊行物「[ISSB がサステナビリティ開示要求に関する最初の 2 つの公開草案を公表](#)」を参照のこと。
2. 米国証券取引委員会(SEC):SEC は、[気候変動開示案\(proposed rules on climate-related disclosures\)](#)を公表した。これらの規則は、2022 年 6 月 17 日(当初は 5 月 20 日であったが延長された)まで協議のために公開された。詳細については、EY の刊行物「[To the Point – SEC proposes enhancing and standardizing climate-related](#)」を参照。

弊社のコメント

我々は、EU 企業によって報告されるサステナビリティ情報の品質と比較可能性を向上させることを目的とした、サステナビリティ開示のための一連の基準を作成する EU の取り組みを大いに歓迎している。我々は、このような短期間でこれらの基準を策定するための ESRS のプロジェクト・タスクフォースを称賛する。また、我々は、グローバル・ベースラインと法域におけるイニシアチブとの比較可能性について議論を行う ISSB のワーキンググループに欧洲委員会及び EFRAG が参加することを歓迎する。ESRS に基づくサステナビリティ情報の利用者に加え、当該作成者も国際的な比較可能性と一貫性の恩恵を受けることになる。

一連の ESRS は、セクター別基準と中小企業対応基準によって今後補完される。報告の枠組みは広範であり、時間の経過とともに発展するため、企業に非常に大きな影響を与えることになる。我々は、利害関係者が ED に対して意見を述べることを奨励している。また、報告企業は、単なるレポーティング作業と考えるのではなく、これらの基準の適用と関連する手続の準備を可能な限り早期に開始する必要があると考えている。

EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および 保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。
詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 004656-22Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp